

# 公益財団法人起業家支援財団

## 平成28年度 事業計画

### I. はじめに

当財団では設立（平成19年）以来の主力事業である学生起業家支援事業を通じて、これまで200名を超える大学生、大学院生に対し奨学金を支給してきましたが、平成26年度には青年起業家支援事業の一つとして、アーリーステージにある起業家に対する起業支援金の支給事業を開始、また平成27年度には、これらの事業に加えてアントレプレナー教育事業においても助成金支給を開始する等、事業領域の拡大に努めているところですが、平成28年度以降においても、これらの事業をさらに発展させていくとともに、奨学生のOB、OGを含め、当財団関係者のほか、大学やベンチャー支援機関等とのネットワーク構築にも注力、当財団の事業活動についての認知度向上を図り、起業家育成のプラットフォームとして事業運営を行ってまいります。

### II. 事業計画

定款に従い、以下のとおり事業活動を展開してまいります。

#### 1. 学生起業家支援事業（定款第4条の（1））

##### （1）将来、起業を目指す学生に対する奨学金の支給

第8期生に続き、第9期奨学生（約40名）を奨学生選考委員会（平成28年1月下旬ないし2月初旬に開催予定）において選考し、奨学金を給付します。

##### （2）将来、起業を目指す学生に対する教育、助言等

第8期生に対して、平成28年の1月と3月に予定している学生起業塾を実施、3月の最終回には松井理事長による基調講演を実施する予定です。

第9期生に対しては、平成28年4月（または5月）に開講、翌年3月まで全6回の学生起業塾を開催予定です。

学生起業塾に関しては、従来以上に奨学生OB、OGによる講義の枠を増やし、奨学生同士のネットワーク構築に資するよう工夫をこらしてまいります。また前年度に引き続き特別研修を企画し、現役奨学生とOB、OGとの交流を促進するとともに、起業家精神の醸成に資するプログラムについても検討してまいりたいと考えています。

#### 2. 青年起業家支援事業（定款第4条の（2））

平成26年度に初めて実施しました創業後間もない段階にある起業家に対する起業支援金の支給については、平成27年度も2回の公募による支援金支給を実施しました。

平成28年度におきましても、本事業のための特定費用として積み立てた資金並びに基本財産の配当収入を原資として、引き続き公募による起業支援金の支給事業を行う予定です。

なお、創業後間もない優良な起業家の応募の機会を増やすため、年間を通じた公募とします。また、神奈川県をはじめ近隣地域の大学や支援機関との連携を強化し、より効果的な支援が行えるよう取り組んでいきます。

### 3. アントプレナー教育事業に対する助成事業（定款第4条の（3））

本事業は、大学やベンチャー支援機関が行うアントプレナー教育事業、具体的には「起業・ベンチャーを目指す学生に対するアントプレナー教育」や「ビジネスプランコンテスト及びビジネスプラン研修などの活動」に対し、公募により対象事業を選定のうえ、助成金支給（1件あたり50万円～70万円）のほか事業運営にあたってのノウハウ提供等の支援を行い、その結果として、奨学生に応募する学生の裾野を広げ、また、アントプレナー教育に熱心に取り組んでいる大学と財団との関係強化に取り組んでいくものです。

本事業は平成27年度に初めて実施した事業ですが、11月末に締め切った公募に対し5件の応募がありました。

平成28年度においても、大学や支援機関等を通じて挑戦する学生の裾野を広げるとともに、当財団と大学や支援機関等とのネットワークを強化するため、引き続き実施します。

なお、本事業におきましても、年間を通じた公募とし、財団と応募者との連携・協働を十分に行い、効果的な支援をすることとします。

### 4. 起業家顕彰事業（定款第4条の（4））

顕著な実績を挙げている起業家や経営者を、他団体と連携して顕彰するものです。

このため、引き続き神奈川ビジネスオーデイションの運営委員会に参加するとともに、かわさき起業家オーデイションへの協賛ほか、他のインキュベーション施設とも情報交換、連携を行ってまいります。

### 5. アントプレナー教育、起業家等に関する調査、研究（定款第4条の（5））

神奈川県、横浜市からの受託事業で当財団が対応可能な事業を積極的に発掘し、対応してまいります。（平成27年度に改めて神奈川県並びに横浜市への入札資格を取得しました。）

## III. 管理、運営

### 1. 組織運営

#### （1）正確・透明な財団運営

公益財団法人として、公益性を踏まえ、法令、定款に沿って正確・透明な財団運営を行ってまいります。

特に、国や自治体等公的部門から受託した事業について明確な事業別管理を行います。

#### （2）評議員会、理事会の開催

平成28年度の評議員会、理事会の開催は次のとおりを予定しています。

##### <評議員会>

「定時評議員会」と「臨時評議員会」の2種とします。

①定時評議員会 年1回3月に開催

②臨時評議員会 原則12月開催、そのほか、必要に応じ随時開催

事業計画及び収支予算の審議は原則として12月臨時評議員会で行います。

##### <理事会>

「定時理事会」と「臨時理事会」の2種とします。

①定時理事会 年1回3月に開催

②臨時理事会 原則 12 月開催、そのほか必要に応じ随時開催

事業計画及び収支予算の審議は原則として 12 月臨時理事会で行います。

2. 財団管理

経理規定等諸規定を遵守し、コンプライアンス意識を徹底して透明な業務運営を行ってまいります。また、随時、税務顧問のチェックを受け、正確な事務管理に努めます。

以上